## 岸和田市貝塚市清掃施設組合障害者活躍推進計画

機関名		
計画期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間) 障害者雇用にお	機関名	岸和田市貝塚市清掃施設組合
障害者雇用における課題  岸和田市貝塚市清掃施設組合では、職員総数が26名の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。職員の中には身体障害者である職員が若干名在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。  目標  1. 採用に関す る目標 2. 定着に関す る目標 2. 定着に関す る目標 3. 体制整備 ()障害者雇用推進者として総務課長を選任する。()障害者である職員の定着状況データを把握予定。 取組内容 3. 体制整備 ()障害者雇用推進者として総務課長を選任する。()障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の超近義務の有無に関わらず、障害者である職員の超近義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。  2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定を総務課に設定する。 ()身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及が創出について検討する。  出 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理  3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・とし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な問題を講じる。 () が開催を持ているのは、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で適当のできることといった条件を設定する。・介助者なして業務遂行が可能といった条件を設定する。・が対う支援機関いのよのみの受入れを実施する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。・特定の就労支援機関からのみの発力も産実に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の	任命権者	岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者
ける課題 関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 職員の中には身体障害者である職員が若干名在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。 日標 1. 採用に関する目標 2. 定着に関す 不本意な離職者を極力生じさせない。 ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 取組内容 1. 体制整備 ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課に設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 2. 障害者の活 躍の基本となる職務の選定 0 り体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。	計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
職員の中には身体障害者である職員が若干名在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。  目標  1. 採用に関す	障害者雇用にお	岸和田市貝塚市清掃施設組合では、職員総数が26名の小規模な機
が、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。 日標 1. 採用に関す	ける課題	関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。
日標  1. 採用に関す		職員の中には身体障害者である職員が若干名在籍することもある
日標 1. 採用に関する目標 2. 定着に関する目標 2. 定着に関する目標 3. 不本意な離職者を極力生じさせない。 ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 取組内容 1. 体制整備 〇障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の超任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課に設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 2. 障害者の活 躍の基本となる職務の選定・創出 3. 障害者の活 躍を推進するための環境整備・人事管理 ○ 付談窓口への相談のほか、年度ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ・ う第集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		が、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないとこ
<ul> <li>1. 採用に関する目標</li> <li>2. 定着に関する目標</li> <li>7. 本意な離職者を極力生じさせない。 ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 取組内容</li> <li>1. 体制整備</li></ul>		ろだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
2. 定着に関す 不本意な離職者を極力生じさせない。 ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 取組内容  1. 体制整備 ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課に設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。  2. 障害者の活 ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。  3. 障害者の活 蹬を推進するた 際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関いらのみの受入れを実施する。・特定の就労支援機関いらのみの受入れを実施する。 ・特定の就労支援機関いるみの受入れを実施する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ・特定の就労支援機関がらのみの受入れを実施する。 はに基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の	目標	
2. 定着に関す 不本意な離職者を極力生じさせない。 ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 取組内容 1. 体制整備	1. 採用に関す	〇計画期間内に新たに障害者(1名程度)の採用を目指す。
取組内容  1. 体制整備 ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課に設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。  2. 障害者の活 図本となる職務の選定・創出  3. 障害者の活 図本となる職務の選定・創出  3. 障害者の活 図本を総務課に設定する。 ○内体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。  4. その他 ○募集・採用に当たっては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通動できることといった条件を設定する。・介助者なして業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。  4. その他 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の	る目標	
取組内容  1. 体制整備	2. 定着に関す	不本意な離職者を極力生じさせない。
1. 体制整備	る目標	※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課に設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。  2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出  3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・ とし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・介助者なして業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 4. その他 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の	取組内容	
○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課に設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。  2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出  3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・ とし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・介助者なして業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 4. その他 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の	 1. 体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
職員の相談窓口を総務課に設定する。		○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である
○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。  2. 障害者の活躍の基本となる		
選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。  2. 障害者の活 図 体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。  出 3. 障害者の活 図 作害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することめの環境整備・とし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。のなお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。		
場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。  2. 障害者の活		
認定講習を受講させる。   2. 障害者の活		
躍の基本となる		
職務の選定・創出  3. 障害者の活	2. 障害者の活	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談が
出 3. 障害者の活 躍を推進するた めの環境整備・ 人事管理  ・ (人事管理  ・ (人事管理  ・ (力) を指しては、必要な配慮等の有無を把握すること とし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 のおお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ も、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。  4. その他  ・ (の国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の	躍の基本となる	│ │あった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及│
3. 障害者の活 〇相談窓口への相談のほか、年度ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとのの環境整備・とし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。〇なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。〇募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 と対してよる障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の	職務の選定・創	び創出について検討する。
躍を推進するための環境整備・とし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。  4. その他 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の	出	
めの環境整備・ 人事管理 とし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 〇なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ も、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 〇募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 名、その他 〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の	3. 障害者の活	○相談窓口への相談のほか、年度ごとに実施している人事評価面談の
<ul> <li>人事管理</li> <li>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> <li>4. その他</li> <li>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の</li> </ul>	躍を推進するた	際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握すること
も、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 〇募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。  〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の	めの環境整備・	とし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
<ul> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。         <ul> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> <li>4. その他</li> <li>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の</li> </ul>	人事管理	〇なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ
・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。  4. その他  〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の		も、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。  4. その他  〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の		○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。  4. その他  ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の		・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 4. その他 〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の		・自力で通勤できることといった条件を設定する。
ること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。  4. その他  ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の		・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。  4. その他  ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の		・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられ
4. その他 〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の		ること」といった条件を設定する。
法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の		・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する
場の拡大を推進する。		法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の
i de la companya de		場の拡大を推進する。